

独立行政法人大学入試センター衛生委員会規則

〔平成13年4月1日
規則第47号〕

改正 平成14年3月29日規則第11号

改正 平成18年4月1日規則第20号

改正 平成19年3月30日規則第18号

改正 平成23年7月28日規則第35号

改正 令和2年3月31日規則第100号

独立行政法人大学入試センター衛生委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）の健康障害の防止及び健康の保持増進を図るための基本となるべき対策並びに労働災害の原因及び再発防止対策等の事項を調査審議するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第18条の規定に基づき、衛生委員会を置く。

(組織)

第2条 衛生委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 総務部長
- 二 産業医
- 三 安衛法第12条第1項で規定される衛生管理者のうちから理事長が指名した者
- 四 職員のうち衛生に関し経験を有する者のうちから理事長が指名した者

(委員長等)

第3条 衛生委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

2 委員長は、衛生委員会の会務を総理する。

(委員会の招集等)

第4条 衛生委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。

2 衛生委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 衛生委員会は、審議の結果を理事長に報告しなければならない。

4 衛生委員会は、重要な議事に関する事項については、記録を作成して3年間保存しなければならない。

(指示)

第5条 委員長は、独立行政法人大学入試センター職員健康管理規則（平成13年規則第42号）

第3条に規定する健康管理者又は安全管理者に対して必要な事項を指示することができる。

(庶務等)

第6条 衛生委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月28日）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。